

ムダにムダを重ねる徳山ダム「導水路」はいらない！

導水路はいらない！愛知の会

会報（号外）

2014年3月20日

〒467-0853

名古屋市瑞穂区内浜町1-15

加藤伸久方

TEL/FAX 052-811-8069

URL: <http://www.dousuiro-aichi.org/>

— ムダ（河口堰＋徳山ダム）にムダを重ねる徳山ダム「導水路」事業をストップさせよう！—

2009年から始まった「導水路」裁判も本日ついに結審!!



昨年1月、県へ「導水路」撤退を強く迫りました！

裁判は、～「導水路」事業が新規利水の供給、および流水の正常な機能の維持という各目的の必要性が客観的に認められるか～を争点に足かけ5年、原告・被告がそれぞれ主張を繰り返してきましたが、本日、結審（第22回口頭弁論）を迎えました。

結審日を前に、あらかじめ双方が主張の書面のやり取りにおいて、原告側は昨年12月の証拠調べ（証人尋問）での富樫証人の証言“フルプランは現実と乖離”、山内証人の証言“ヤマトシジミ生息に必要な流量(50m³/s)は根拠無し”など、科学的知見に基づき導水路の不要性を主張の「第15準備書面」を提出しました。

一方、被告側は、入口に当たる「住民訴訟における違法判断」の繰り返しとどうでもいような木曾川水系フルプラン、同河川整備基本方針、同河川整備計画の手續と内容の説明に72ページを費やし、内容の議論「つまり新規利水および流水正常機能維持に必要な根拠があるか」については22ページだけで、殆ど中身がない「最終準備書面」（印刷省略）を提出しました。

同時に提出の「書証」は、山内先生の大学での専門に関するものです。準備書面でも「学者なら知っているべき包絡直線と関係式の違いを知らない」などと、自分が間違っているのに自分の無知を忘れて批判をしています。（被告・愛知県らには、アドバイザーはいないのでしょうか。）

これに対し、原告側は「撤退など考えたこともない」被告・愛知県らの準備書面に反論しつつ、補充する「第16準備書面」（印刷省略）を提出しました。

他方、法廷では濱嶋将周弁護士が「本「裁判」で問われていることは単純明快、本件導水路事業の必要性は「否」というほかない。予算執行の適正確保の見地から本件支出をすることは違法だ」と最終意見陳述を行いました。

また、小林 収 共同代表は「行政に直接ムダな公金支出の中止を求める途を閉ざされた住民にとって、残された方法は住民訴訟しかない。本『裁判所』が、証拠と事実を直視して、後世の人々からの評価に耐えうる判決を求める」と、原告意見陳述を行いました。

お知らせ **本日、判決日が決定！**

傍聴をお願いします。傍聴席を満席にしましょう！

- 日時／場所 7/24(木曜日) 午前10時～ 1号大法廷
※9時30分～「事前集会」（裁判所玄関南）
- 報告集会 「裁判」終了後、弁護士会館内会議室に於いて、
 - ① 弁護団による判決文解説と声明文発表、
 - ② マスコミ関係者との質疑・意見交流
などを行います。ご参加下さい！

4 月供用の路木ダム整備は「違法」、熊本地裁

4 月に供用開始予定の熊本県営路木ダム(天草市)の整備計画が、熊本地方裁判所の判決で「違法」とされた。ダム建設に反対して訴訟を起こした市民らは「実質勝訴」と捉える一方で、事業主体である県では供用目前の違法判決に戸惑いが広がった。

裁判は、治水と利水の必要性が認められないにもかかわらず県がダム建設を進めたとして、県内の住民らが蒲島郁夫知事を相手取って事業費約 20 億円の返還を求めたもの。

熊本地裁は2月28日、「治水事業としての経済性、必要性が欠ける。整備計画などの内容は社会通念に照らして著しく妥当性を欠く。県知事の裁量権の範囲を逸脱、乱用したものとして違法」と判断。事業費返還の請求は退けたものの、判決確定後の公金支出の差し止めを命じた。利水事業の違法性は認めなかった。

熊本地裁が治水事業を違法と判断した大きなポイントは、整備計画の作成や計画規模(治水安全度)の決定に当たって考慮した要素に重大な事実誤認があったとしたことだ。

県が2000年7月に作成した基本方針では、「路木川は昭和57(1982)年7月などの豪雨による洪水時には河岸の決壊や氾濫が発生している」と記載。01年1月に作成した整備計画でも、「昭和57年7月などの豪雨による洪水時には、下流宅地において約100棟の床上浸水、中流部水田においては約8haの農作物被害などが発生している。そのため、沿川地域の生命・財産を洪水被害から守る治水計画の立案・実施が急務となっている」と記している。

しかし判決では、当時の状況を克明に記録した地元広報誌に被害の記載がなかったことなどから、「昭和57年7月豪雨によって路木川の堤防決壊や路木集落における家屋の浸水被害は発生しなかった」と言明。知事はその事実を全く考慮しなかったとして、「整備計画は河川法や施行令に違反して作成された」と指摘している。

さらに、破堤想定も国土交通省の「治水経済調査マニュアル(案)」などに反するとして、「治水安全度の確保のために洪水調整施設として路木ダムを建設する必要性は認められない」と結論付けた。

「ここまで踏み込んだ判決は例がない」

原告代理人を務めた加藤修弁護士は、「ダム建設の違法性について、ここまで踏み込んだ判決は例がないのではないか。判決確定後の公金支出の差し止めを認めた意義も大きい。実質勝訴だ」とみている。

一方、熊本県河川課の持田浩課長は、「利水は違法ではないが、治水は違法という状況下で、果たして利水を始められるのか。利水も治水も構造体としては一体だ。予定どおり4月1日から供用を始めたいという気持ちはあるが、違法という判決を無視することはできない。控訴期限である3月14日までに対応を検討したい」と話している。

整備計画によれば、路木ダムは堤高約53m、堤頂長約180m、総貯水容量約229万 m^3 、湛水面積約14haの重力式コンクリートダム。10年3月に本体工事に着手し、14年4月に供用を開始する予定。国の財政支援を受けて、総事業費約94億円をかけて建設を進めてきた。